# 国土交通省説明資料 港湾工事における浚渫土砂の海洋投入について

平成15年9月16日 国土交通省港湾局

## 1. 浚渫土砂の発生過程等の実態

## (1) 主な実施港一覧

港名(実施者)		処 分
酒田港 (東北地整局)	酒田港航路維持浚渫 発生量:約 3万トン/年	酒田港沖F海域、約4km沖 投入回数:約 20回/年
新潟港 (北陸地整局)	新潟西港維持浚渫 発生量:約114万トン/年	新潟港西区沖合F海域、約4km沖 投入回数:約 170回/年
高知港(高知県)	高知港航路泊地浚渫 発生量:約 17万トン/年	高知港沖F海域 約5km沖 投入回数:約 70回/年
佐世保港 (九州地整局)	佐世保港航路浚渫 発生量:約 6万トン/年	長崎県五島沖F海域:約40km沖 投入回数:約 30回/年
鹿児島港(鹿児島県)	鹿児島港航路浚渫 発生量;約 1万トン/年	鹿児島港浜平川沖F海域:約2km沖 投入回数:約 20回/年
西之表港(鹿児島県)	西之表港防波堤工事 発生量: 約 0.5万トン/年	西之表港沖F海域、約2km沖 投入回数:約 10回/年
合 計	発生量:約140万トン/年	

# (2) 新潟港における海洋投入の具体的実施方法

- ・浚渫土砂については、有害物質の含有量を事前に検査し、判定基準を満たすクリーンな土砂(一般水底土砂)であることを確認したうえで海洋投入している。
- ・投入場所の選定等については、漁業関係者と調整しつつ、また、海上保安部の指導をえて行っている。

- ・定期的な深浅測量により、投入場所の深浅管理を行っている。
- ・事後モニタリングについては、投入場所の底質・底生生物等について調査した実 績がある。

#### 2. 海洋投入処分に関する今後の方針等

#### (1) 海洋投入処分を継続する必要があるとする理由

・海洋投入処分を行っている新潟港等においては、港湾工事における所要の浚渫工 事により発生する土砂の処分として、海洋投入が引続き必要となるため。

## (2) 海洋投入処分量の削減の可能性

- ・港湾工事で発生する浚渫土砂については、埋立、養浜、干潟造成、覆砂等に有効活用することを基本とし、最終的に有効活用できない水底土砂のみを海洋投入している(海洋投入量は、浚渫土砂総量の約3%)。
- ・今後も、可能な限り有効活用を図っていくが、その上においても、海洋投入処分 をせざるをえないものについては、引続き、適切に海洋投入する必要がある。

#### (3) 海洋投入処分に係る許可発給制度の導入に関する留意点

- ・環境影響評価等については、実施事業者の責任において行うこととなることから、 その枠組の構築に際しては、浚渫・海洋投入・有効活用等を広く実施し多くの知 見を有している国土交通省(港湾局)の考え方を十分尊重して頂きたい。
- ・浚渫物については、その処分方法として、海洋投入、埋立、有効活用により行う ほかにないという事情を踏まえて頂きたい。
- ・適切なスクリーニング基準を設定して頂きたい。
- ・新規に導入される許可手続が既往の手続(港則法による工事許可等)との間でうまく整理されるようにして頂きたい。
- ・継続的な海洋投入については、包括的な手続が可能となるようにして頂きたい。